

平成27年

7/1

施行

# 「足場の組立て等の業務」

## 特別教育のご案内

えっ？足場を組むのに資格がいるの？

はい、これからは特別教育の資格が必要となります。



平成27年7月1日より

**足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務**

(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く)に携わる作業者の一人ひとりに特別教育の修了が求められ、キャタピラー教習所ではその講習を開催しています。より安全性を高めるため、実務経験のある方にも必要な教育となります。

受講時間は**3時間**。  
未経験の方の半分で済みます。



※受講を省略できる方もいます。足場の組立て等作業主任者技能講習、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した方など。詳しくはお問い合わせください。

**今のうち!**

実務経験者が対象の「特別教育に関する経過措置」安全に円滑に作業するためにさっそく申し込もう!



- |              |  |
|--------------|--|
| 1. 開催日程      | 平成 29年 2月 11日 (土)                            |
| 2. 講習場所      | キャタピラー教習所(株)北陸教習センター                         |
| 3. 予約申込等     |  |
| <b>受講料</b>   | 3時間 8,000円 (受講料・テキスト代)                       |
| <b>定員</b>    | 40名 (定員になり次第、締め切らせていただきます)                   |
| <b>申込み方法</b> | 受講を希望される方は電話等にてご連絡ください。<br>当方より受講申込書を送付致します。 |
| 4. その他       | 人数が集まれば、出張講習も実施致します。                         |

事故多発!! 早めの受講で安全作業を。

キャタピラー教習所株式会社

石川労働局長 登録教習機関 **北陸教習センター**

〒920-3111 石川県金沢市梅田町口54



◎ご質問などお気軽にお問い合わせください!

**Tel.076-258-2302**